

ものづくり相互研さん活動事業実施要領

1 事業内容

(1) 指導者訪問

トヨタ自動車東日本株式会社（以下「TMEJ」という。）の担当者が県内企業を訪問し、製造現場における原材料の受入れから生産・出荷に至るまで等の業務効率化に向けた改善活動に関するアドバイス等を行う。

(2) 活動期間

6か月間（令和8年7月～12月（予定））

※活動期間前であっても、TMEJの現地視察などに対応すること。

(3) 訪問頻度

月4日間程度（2日間連続で実施×2回、1日当たり4時間程度）

(4) 活動報告

県で開催するものづくり相互研さん活動事業の紹介セミナーにおいて、研さん活動実施前と実施後の比較を含めた活動報告を行うこと。

(5) 費用

ア TMEJの担当者派遣に要する費用は、県が負担する。

イ ア以外の研さん活動に要する費用は、全て実施企業が負担する。

(6) その他

ア 実施企業は、実施決定後、TMEJ及び県と3者で覚書を締結すること。

イ 事業実施は全社での取組とすること。

ウ 目標、実施体制を明確にすること。

エ 社屋内に指導者の執務スペースを確保すること。

2 活動スケジュール

概ね以下のスケジュールにより、実施するものとする。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事前訪問	TMEJ 事前訪問						
現状調査 目標設定	現状調査、目標設定 (課題出し)						
改善活動		キック オフ	改善活動実施（月4日間程度）				最終 報告会

3 留意事項

(1) 秘密保持

実施企業は、本事業により知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報保護

実施企業は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(3) その他

ア 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合は直ちに県担当者に連絡するとともに、実施企業の責任において解決を図ること。

イ 事業実施に当たり、疑義等が生じた場合は、適宜県と協議すること。